

浜松マンドリンオーケストラ規約

(名称)

第1条 浜松マンドリンオーケストラという。

(本部)

第2条 浜松市 [REDACTED] ☎ (053) 473-8809 におく。
団長宅を本部とする。

(目的)

第3条 音楽の研究を通じて相互親睦と音楽性の追求をはかり豊かな人間性を養い、あわせて音楽文化を地域社会をはじめ、ひろくいっぽんにひろげることを目的とする。

(入団の資格)

第4条

- ・マンドリン・ギターの愛好者で、目的に賛同した人であれば、だれでも入団できる。
- ・入団 入団の申し込みをしたときを入団とする。
(入団申込書、入団金、初回团費をそえる)

(退団、休団)

第5条

- ・退団 都合で退団するときは役員宛届け出る。

(3か月以上連絡や届出なしで休んだときは退団とみなす。)

- ・休団 都合で2か月以上休むときは休団する旨役員に届出て、承認を得る。休団届けが出ていれば団員とみなす。

(行事)

第6条 練習及び研究を重ねながら、演奏会、交流会、講習会、レクリエーションなど目的にかなったことがらを行う。

(練習及び会場)

第7条 南部公民館 浜松市海老塚町 2-25-17 ・ 455-1501

毎週水曜日 PM 6:00～PM 9:00

第2・4日曜日 AM 10:00～PM 3:00

(会場及び練習日、時刻は変更することがある。)

(総会)

第8条 総会は年1回以上開催する。総会は団員の2分の1以上出席(委任状及び委任電話を含む)で成立し、その議決は出席者の過半数の賛成による。総会は団長が招集し、経過報告、役員選出、規約及び活動方針その他、重要事項を討議決する。

(役員会)

第9条 必要に応じて開催する。

役員会は運営担当役員及び音楽担当役員で構成し団の具体的な活動計画を立て実行する。
運営担当及び音楽担当の会議は、それぞれ必要に応じて行う。

(役員)

第10条 次の役員をおく。任期は1年とし、再任、兼任はかまわない。

運営担当役員 団長、副団長、マネージャー、会計、庶務
指揮者、コンサートマスター、その他

音楽担当役員 指揮者、コンサートマスター、各パートリーダー

運営担当役員、音楽担当役員の選出は総会において行い、総会の承認を得て団長が委嘱する。

(年度)

第11条 每年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(会計)

第12条

- ・团費は月額750円(入団金2,250円)とする。

(休団届けのある休団者は团費を免除する。)

- ・団の経費は、团費、その他の収入による。

- ・团費は総会の承認を得て定める。

(附則)

第13条

- ・この規約は総会に於いて改正することができる。

- ・総会、役員会は、団員(役員)の申し出により必要あればいつでも開くことができる。

- ・各役員は必要に応じて補佐をおくことができる。

- ・各役員は必要に応じて実行委員を設けることができる。

- ・この規約は昭和46年6月より実施する。

改正 昭和57年 7月21日

改正 平成 7年 1月 1日